

島根県デジタル活用総合推進支援業務委託仕様書

1. 業務の目的

島根県では、令和3年度に島根県 ICT 総合戦略を策定し、令和4年度より(1)県民の利便性向上と行政の効率化、(2)ICT の利活用による島根創生の推進、(3)デジタルデバイド対策の3本の柱を中心に取組を進めてきている。

上記に並行して、国は「自治体情報システムの標準化・共通化」や「デジタル行財政改革」を通じた「自治体のデジタル化」を進めると共に、社会課題等に対してデジタルを活用し、課題解決を図る「デジタル田園都市国家構想交付金（実装タイプ）」を推進してきており、それぞれ(1)(2)に対応している。

これまで(1)の取組は、2025年度末をマイルストーンとした標準化・共通化を中心に推進されてきており、共通化することでのコスト削減を目指す動きに加え、データの標準化が進んでいる。データの標準化の目的はデータの利活用による県民の利便性向上や社会課題解決への活用等にあることを踏まえると、(2)の取組と合流し、(1)(2)の取組を総合的に推進する必要がある。また、本格化するデジタル行財政改革は国・県・市町村が連携して共同調達・共同利用を実施していくこと等を求めており、新しい地方経済・生活環境創生交付金（実装タイプ）では産官学民の協働やデータ連携基盤の活用が求められている。

本業務は、島根県が抱えるこうした複雑な社会背景を踏まえ、島根県のデジタル活用を総合的に推進するための企画、計画（体制検討、システムアーキテクチャ検討等）、調整、進捗管理・課題管理を担当県職員とともに協働して実施することを求める。

2. 業務の内容

業務内容は島根県のデジタル活用を総合的に推進するための企画、計画（体制検討、システムアーキテクチャ検討等）、調整、進捗管理・課題管理を実施する県職員に対し、伴走支援を実施することとなる。具体的には以下のとおり。

業務	内容
企画	<ul style="list-style-type: none">・国の動向、社会の動向、県民の意見などの収集・分析支援（外部情報分析）・これまでの取組、ひと・もの・かねといった資源把握支援（内部情報分析）・中長期で目指す姿の検討支援（To-Be の検討、島根県 ICT 総合戦略の見直し方針検討）・Can-Be も踏まえた短期的な方針の検討支援 ※必要に応じた CIO 補佐官との協議・連携
計画	<ul style="list-style-type: none">・企画フェーズのアウトプットを活用したタスク検討、体制検討、スケジュール検討の支援・島根県 ICT 総合戦略の計画見直し支援・令和6年度策定の「島根県データ連携基盤共同利用ビジョン」に基づく計画策定支援（19市町村＋県で構成される検討部会の結果を踏まえた ICT 推進会議、ICT 戦略会議への付議等の対応）・企画・計画フェーズのアウトプット等を踏まえた段階的なアプローチの検討<ul style="list-style-type: none">・計画を段階的に進めるためのアプローチプラン・上記において必要となるシステムアーキテクチャプラン・各フェーズで重点取組事項の抽出 等

調整	<ul style="list-style-type: none"> ICT 推進会議、ICT 戦略会議対応支援 市町村も含めた島根県電子自治体共同利用システム運営協議会の開催支援 その他個別に生じる個別調整事項（市町村や事務組合等との調整事項を含む）
進捗管理・課題管理	<ul style="list-style-type: none"> 上記の取組を推進する上で生じる様々な取組全体の進捗管理支援 進捗阻害を生じさせる課題の管理支援

3. 契約形態

準委任契約とする

4. 求めるスキル

デジタル分野の経験・スキルとして以下のいずれかの要件を満たすこと。

- ア 民間企業、地方公共団体等におけるデジタル分野での実務経験を5年以上有すること。
- イ IPAが実施する高度試験（ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験及びシステム監査技術者試験）のいずれかに合格していること。
- ウ ア又はイと同視し得る知見を有すること。

5. 履行期間

契約締結日～令和8年3月31日

6. 履行場所

島根県庁
 その他島根県が定める作業場所（リモートワーク含む）

7. 履行条件

- ・島根県庁に平日日勤帯において月15日以上常駐が可能であること
 - ※交通費等の個別支給はしないため、近隣に営業拠点等を持ち、通勤可能であることが望ましい
 - ※平日日勤帯：8:30～17:15
- ・作業場所等の本業務に必要な必要最低限の作業環境は島根県が提供する
- ・機械、設備、機材、材料、資材は受託者がこれを用意する

8. 作業完了

受託者は作業完了後、速やかに作業完了報告書を提出し、島根県はこれを受けて検収を行うこと。
 ※成果物は検収対象ではない。

9. その他

- ・本事業において生じる個別の出張等における交通費等は個別に支給はしない。
- ・本業務で生じたすべての成果物、著作物、知的財産はすべて島根県に帰属する。

10. 事業実施体制図

